

# 夙川さくら保育園

## 重要事項説明書

令和8年(2026年)4月1日現在

### 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 甲山福祉センター
代表者名	服部 英司
事業者の所在地	西宮市甲山町 53 番地

### 2. 保育園の概要

名称	夙川さくら保育園
所在地	西宮市千歳町 4 番 19 号
電話番号	0798-23-1211 080-3494-2636
FAX	0798-23-1210
事業認可年月日	2016 年 4 月 1 日
施設長名	園長 峯 りか
沿革	2003 年 10 月 安井保育園分園として 5 年間の期間限定で開園 2008 年 保護者の願いを受けて、存続が決定 2008 年 西宮市による改修工事を実施 2013 年 4 月 定員を 50 名から 60 名に変更 2014 年 9 月 西宮市の公募に応じ、現在地に改築定員増決定 2015 年 5 月 建て替え工事着工 2016 年 4 月 1 日 夙川さくら保育園に名称変更 定員 80 名に増員し、独立園として開園 地域子育て支援・一時預り保育を実施

### 3. 施設の概要

敷地面積	847.77 m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート3階建
施設の内容	保育室 6 一時保育室 1 ランチルーム 1 図書ルーム 1 面談室 1 調理室 1 エレベーター 1 屋外遊戯場 161.36 m <sup>2</sup> 屋上遊技場 97.47 m <sup>2</sup>

### 4. 保育園の方針

【法人理念】 人が人として人とともに豊かに生きる

【基本方針】

1. わたくし達は人との出会いを大切にします
2. わたくし達は思いやりと謙虚な気持ちを大切にします
3. わたくし達は個人を尊重し心優しい援助に努めます
4. わたくし達は社会福祉に貢献できるよう資質の向上に努めます
5. わたくし達は地域との信頼を深め開かれた施設運営に努めます

【保育理念】

1. 夙川さくら保育園は、児童福祉法に基づき地域にとって、最も身近な子育てセンターとして機能していくようにします。
2. わたくしたち職員は、子どもたちを真ん中にして保護者と手を携え「子どもたちが健やかに育つよう」日々の保育に取り組みます。子どもたちにより多くの感動的な出会い[機会・環境]を用意します。

【保育方針】

1. 保護者が安心して預けられる保育園にします。
2. 子どもたちが安心して楽しい生活をおくり「生きるための力」をつけることができるようにします。
3. 地域の子育て支援を積極的に行います。

【保育目標】

1. 心身ともに健康で豊かな感性を持った子ども
2. 自分で考え、自分で行動する子ども
3. 友だちと一緒にいることを喜び、友だちを大切にすること

## 5. 定員及び児童数 (令和8年4月1日現在)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	6名	12名	14名	16名	16名	16名	80名
児童数	6名	13名	17名	20名	20名	20名	96名

## 6. 職員体制 (令和8年4月1日現在)

園長	1名
係長	1名
保育士常勤	18名
保育士非常勤	5名
栄養士(安井保育園との兼務)	1名
事務員	1名
調理員(委託)	6名(委託)
嘱託医師	4名(小児科・耳鼻科・歯科・眼科)
清掃員	2名(1名は委託)

※職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、職員数は入園人数により変動することがあります。

## 7. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日 その他、園長が特別な理由があると認めた時 西宮市に特別警報が発令されている場合
開園時間	午前7時00分から午後7時30分まで
保育標準時間認定の 保育時間	午前7時00分から午後6時00分まで (うち保育が必要と認められる時間)
保育短時間認定の 保育時間	午前8時30分から午後4時30分まで (うち保育が必要と認められる時間)
延長保育時間	午後6時00分を超えて午後7時30分まで (午後6時00分を超えると延長料金がかかります)

※保育必要量(保育標準時間・保育短時間)など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。

利用中の保育施設に提出する場合は変更月の前月20日(休園日の場合は直前の開園日)までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月25日(閉庁日の場合は直前の閉庁日)までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の1日から変更しますので、月途中での変更はできません。

## 8. 提供する保育サービス

項目	内容
保育標準時間認定にかかる延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>午後 6 時 00 分を超えて午後 7 時 30 分まで</li> </ul> 9. 利用者負担額 (2) 延長保育にかかる利用者負担金を参照
保育短時間認定にかかる延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分まで</li> <li>午後 4 時 30 分を超えて午後 6 時 00 分まで</li> <li>午後 6 時 00 分を超えて午後 7 時 00 分まで</li> <li>午後 6 時 00 分を超えて午後 7 時 30 分まで</li> </ul> 9. 利用者負担額 (2) 延長保育にかかる利用者負担金を参照
単発での延長保育	保護者の急な残業等、延長保育が必要であると認められる場合 9. 利用者負担額 (2) 延長保育にかかる利用者負担金を参照
あゆみ保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある児童や特別な支援が必要な児童を集団生活において他の児童とともに育ち合えるように保育します</li> </ul>
地域子育て支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>一時預かり保育 (有料)</li> <li>親子参加行事</li> </ul> (食事関連は食材料費がかかります)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域向け子育て新聞発行</li> <li>午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分 (面接・登録後予約制)</li> <li>園庭開放、育児相談、短期体験保育、体験保育、育児講座</li> </ul> 子育て教室、絵本貸し出し、行事開放など

## 9. 利用者負担

### (1) 保育料

西宮市が定める保育料となります。「3 歳児クラス以上」及び「0 歳から 2 歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償)

なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中退園の場合
- ・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

### (2) 延長保育にかかる利用者負担金

項目	内容
保育標準時間認定にかかる延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○午後 6 時 00 分を超えて午後 7 時 30 分まで</li> <li>午後 6 時 00 分を超えて午後 7 時 00 分まで                日額 500 円+50 円(おやつ代)                保育料 上限 5,000 円                おやつ代 利用回数分をいただきます(上限なし)</li> <li>午後 6 時 00 分を超えて午後 7 時 30 分まで                日額 600 円+50 円(おやつ代)                保育料 上限 6,000 円                おやつ代 利用回数分をいただきます(上限なし)</li> <li>午後 7 時 30 分を超えてのお迎え                別途日額 1,000 円</li> </ul>

保育短時間認定にかかる延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分まで 日額 500 円 (上限 5,000 円)</li> <li>・ 午後 4 時 30 分を超えて午後 6 時 00 分まで 日額 500 円 (上限 5,000 円)</li> <li>・ 午後 6 時 00 分を超えて午後 7 時 00 分まで 日額 500 円+50 円(おやつ代) 保育料 上限 5,000 円 おやつ代 利用回数分をいただきます(上限なし)</li> <li>・ 午後 6 時 00 分を超えて午後 7 時 30 分まで 日額 600 円+50 円(おやつ代) 保育料 上限 6,000 円 おやつ代 利用回数分をいただきます(上限なし)</li> <li>・ 午後 7 時 30 分を超えてのお迎え 別途日額 1,000 円</li> </ul>
-----------------	--

(※) 市民税の非課税世帯(ひとり親世帯等に限る)並びに生活保護世帯は、免除とします。

### (3) その他・実費相当徴収分

項目	金額
① 給食費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 歳児以上にかかる給食費 (主食+副食費) (主食費 1,500 円+副食費 5,000 円)</li> </ul> 6,500 円 (1 カ月)
② 保険料	(独) 日本スポーツ振興センター共済掛金 240 円 (年間)
カラー帽子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 歳児以上のクラス対象</li> </ul> 実費 (値上げ予想あり)
虫よけスプレー	低刺激の虫よけスプレー代 (使用許可必要) 実費
遠足交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3~5 歳児クラス</li> <li>公共交通機関利用時の運賃</li> <li>施設入園料</li> </ul> 実費
卒園アルバム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 歳児のみ</li> </ul> 実費
行事費	(例) 5 歳児のみ T シャツ染め物用 5 歳児のみお泊り夕食費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他のクラスで必要な場合は事前にお知らせします</li> </ul> 実費
口拭きタオル エプロン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0・1 歳児のみ</li> <li>・ タオルとエプロンを合わせて 毎月 50 円</li> </ul> 年度末に引き落とし 途中退園の場合は月割計算

① 同一月中において給食の利用が 1 日もなかった場合は当該月の利用者負担金は免除とします。

- ・ 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は、主食費及び副食費の日割り計算を行います。

- ・ 市民税所得割合算額が 57,700 円未満の世帯や、所得割合算額が 77,101 円未満のひとり親世帯等、収入にかかわらず保育園・幼稚園等に在籍している年齢の高いきょうだい等から数えて第 3 子以降の子、生活保護及び里親の世帯は、副食費が免除されます

② 生活保護法による保護を受けている世帯は、共済掛金が免除されます。

※給食費について

- ・長期にわたって欠席される場合及び途中退園の場合（ひと月 10 日以上）、前月の 5 日までに申し出て頂いた場合は、日割りで返金します。

※保育料、利用者負担金の徴収について

- ・園での徴収金は、集金代行者による口座振替とさせていただきます。

※おむつ処理にかかる費用は園が負担します。

10. 保育園の一日

時間帯	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児以上
7 : 00	開園	開園	開園
	順次登園・朝の支度	順次登園・朝の支度	順次登園・朝の支度
8 : 00	合同保育	合同保育	合同保育
	牛乳・ミルク	牛乳・ミルク	
9 : 00	あそび	あそび	あそび
	クラス保育	クラス保育	クラス保育
10 : 00	午前睡		
11 : 00	食事・ミルク	食事	
			食事
12 : 00	午睡	午睡	
13 : 00			午睡
15 : 00	おやつ・ミルク	おやつ	おやつ
16 : 00	あそび	あそび	あそび
17 : 00	順次降園・合同保育	順次降園・合同保育	順次降園・合同保育
18 : 00	延長保育・軽食	延長保育・軽食	延長保育・軽食
19 : 30	閉園	閉園	閉園

## 11. 各クラスの一年間

ひよこぐみ (0歳児)	安全で健康的な生活を土台に家庭的な雰囲気を大切にしています。一人ひとりが心地よく生活できる生活リズムの形成に向けて、家庭との連携を綿密に取るようにしています。よく遊んで、よく食べて、よく眠ることを大切にしています。子どもたちが快適かつ意欲的に身近な環境に関わることが出来るように心がけて保育しています。
りすぐみ (1歳児)	活動的になり、一人歩きから走ることが出来始めます。言葉の数も増え、友だちとの関わりも楽しくなってきます。散歩や砂遊びなど、いろいろな遊びをダイナミックに楽しめるようにしていきます。室内では指先を使った遊びなども楽しめる環境を作り、様々な絵本にも触れていきます。
うさぎぐみ (2歳児)	言語や運動機能が発達し、基本的な生活習慣も身につけていき、衣服の着脱など簡単な身のまわりのことを自分でしようとする姿を大切にしています。運動用具を使った遊びや散歩など、身体作りにも取り組んでいます。絵本を通して、ごっこ遊びも楽しめるように、絵本の読み聞かせを毎日しています。
くまぐみ (3歳児)	生活習慣の中で、自分でできる喜びを感じながら生活が意欲的にできるように環境を整えています。友だちや異年齢での関わりも楽しくなるため、自分なりの言葉で思いを伝えようとする雰囲気を大切にしています。ハサミやのり、折り紙自然の素材も取り入れながら、手指を使った制作に取り組み、自由に表現する楽しさを味わえるように見守っています。
きりんぐみ (4歳児)	友だちとの関わりから、少人数からクラスみんなでの取り組みへと変わり、様々な遊具や用具を使った運動遊びや簡単なルールのある遊びを子ども同士で楽しめるようにしています。相手の気持ちに耳を傾けられるあたたかい心が育まれるように、保育士は仲立ちをしていきます。ピーラーなどを使ってクッキングに取り組み、作る喜び、食べる喜びを存分に経験しています。
らいおんぐみ (5歳児)	生活に必要な習慣や態度を身に付け、一人ひとりが理解し、考えて行動するようになります。園生活において、子どもたち自身が、自主的に取り組みます。子どもたちはクラスの仲間とやり遂げる喜びを日々感じながら生活をしています。高齢者の方、地域の方様々な方との関わりの中で、思いやりや尊敬する気持ちを育ていけるように交流保育をします。クッキングや食べることをとおして命の大切さを知り、身体と食べ物との関係性にも関心を寄せていきます。

## 1 2. 年間行事予定（予定は変更することがあります）

4月	入園式 クラス懇談会	10月	遠足（3～5歳児） 人形劇鑑賞（2～5歳児）
5月	遠足（3～5歳児） 個人懇談開始 運動会（3～5歳児）	11月	遠足（3～5歳児） ふれあい動物園 お魚クッキング（3～5歳児）
6月	保育参観 運動あそび（0～2歳児） プール開き	12月	親子であそぼう（0～2歳児） クリスマス会
7月	七夕	1月	お餅つき 生活発表会（3～5歳児） 観劇会（2～5歳児）
8月		2月	節分 交通安全教室（3～5歳児） 親子であそぼう会・懇談会（5歳児） クラス懇談会（0歳児～4歳児）
9月	プールじまい お泊まり保育（5歳児） お月見会 敬老参観日（4、5歳児）	3月	ひなまつり 遠足（2～5歳児） お別れ会 卒園式 進級式

毎月実施・・・誕生会・避難訓練

月例健診（誕生月と6カ月後の月、年2回 小児科医による健診実施）

5月以降・・・クッキング保育（3～5歳児）各クラスの遠足はお弁当を計画しています。

6月以降・・・お父さん先生・お母さん先生（日程は担任と相談してください）

## 1 3. 健康について

### （1）登園時の健康観察について

- ・登園時に、お子さんの体調、家庭でできたケガやあざ等について、保護者の方からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中のお子さんの健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中にお子さんのケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者の方に連絡をさせていただくことがあります。

### 【保健衛生計画】

検査	身体測定（年2回・2歳児未満は毎月実施） 聴力検査（4・5歳児） 視力検査（3～5歳児）尿検査（3～5歳児）
健診	小児科（誕生月と6カ月後の月の年2回） 眼科・耳鼻科・歯科（年1回）
衛生	砂場熱処理 年1回・砂場回虫検査、害虫駆除、樹木消毒（適宜） プール水質検査（毎回）

## (2) 緊急時等の対応方法

- ・保育中に体調の急変やケガ等で受診を行うなどの緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の方の緊急連絡先等に連絡します。レントゲン撮影、縫合、点滴、輸血などの処置が必要な場合も、保護者の許可を得ます。また、嘱託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。
- ・保護者の方と連絡が取れない場合には、お子さんの身体の安全を最優先させ対応しますので、予めご了解願います。
- ・救急車を要請した場合など、お子さんの容態や現場の状況を救急隊員に知らせるため、動画を撮影する場合があります。何卒、ご理解ください。
- ・目に入ったゴミや砂を洗い流すために、1回使い切りの点眼薬（アイリス CL1 ネオなど）を使用する場合があります。

### 【管轄する消防署】

消防署名	西宮消防署
所在地	西宮市津門大塚町 1-32
電話番号	0798-23-0119

### 【管轄する警察署】

警察署名	西宮警察署
所在地	西宮市津田町 3-3
電話番号	0798-33-0110

### 【嘱託医】

小児科医	いのうえ小児科	西宮市大谷町 7 番 5 号 夙川グリーンプレイス B 棟 2 階 a
眼科医	えの眼科	西宮市神楽町 11-27 ブルーノ夙川 3F
耳鼻咽喉科医	おりた耳鼻咽喉科医院	西宮市下大市東町 25 番 5 号
歯科医	広本歯科クリニック	西宮市石在町 16-19

### 【近隣の医療機関】

園内掲示をご覧ください

## (3) 病気や体調を崩した時について

- ・病気や体調を崩した時は、お子さんの療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
- ・病気やけがなどで保育園を休む時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。
- ・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、集団生活が可能か必ず確認してから登園してください。

## (4) 保育園での病気及び事故について

- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は、医療機関受診など必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

(5) 感染症にかかった時について

・ こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

① 感染症にかかった時は【登園可能証明書、登園届が必要な感染症一覧】を参考にしてください。

集団生活可能な状態に回復し、登園する際には、【登園可能証明書・登園届】を提出してください。

(用紙は保育園にあります。西宮市ホームページからダウンロードもできます)

② 適宜、感染症に関するお知らせを掲示板でお伝えいたしますので、ご確認ください。

③ 原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育園では洗わずにそのままビニール袋に入れてお持ち帰りをお願いしています。

その際、他の子どもの衣類が汚れた場合は、一緒に持ち帰って消毒後、洗濯していただきますようお願いいたします。

④ 水いぼ、とびひについては、登園可能証明書・登園届は原則必要ありませんが、集団生活が可能か、医師の指示を確認してください。

なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。

⑤ アタマジラミ(卵・成虫)が見つかった場合は、必ず保育士にお知らせいただき、速やかな対応のご協力をお願いします。

(6) 乳幼児突然死症候群 (SIDS)

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群 (SIDS) という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。

SIDS の予防方法は確立していませんが、以下の 3 つのポイントを守ることにより、SIDS の発症率が低くなるというデータがあります。

- ・ あおむけに寝かせる
- ・ できるだけ母乳で育てる
- ・ たばこをやめる

また、保育園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・ 子どもの顔が見えるよう、あお向け寝にする。
- ・ 午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・ やわらかい布団は使用しない。
- ・ ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・ 0・1 歳児と入園間もない 2 歳児は、5 分ごとに呼吸状態を確認し記録する。

乳幼児午睡センサーは、0 歳児ひよこ組年度末まで使用する。

- ・ AED を設置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的実施する。

(7) 薬について

- ・ 保育園では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の 2 回」または「朝・帰宅後・寝る前の 3 回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。

- ・やむを得ず保育時間内の与薬が必要な場合は、1回分のみの薬とし、お名前を記入し、ジップロック等の袋に入れて下さい。
- ・必ず、『与薬票』を薬と一緒に保育士に直接手渡ししてください。(診療を受けて処方された薬のみお受けします)
- ・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ・ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登園時に保育士にお知らせください。もし、取れてしまっても、貼り直しは行いません。

※保育園では応急処置、消毒等、必要に応じて以下のものを使用します。使用に関して、ご要望などございましたら、保育士までご相談ください。

点眼薬 【 アイリス CL1 ネオ 】・軟膏【ムヒ S】・アルコール消毒薬

#### (8)災害共済給付制度について

- ・子どもたちの安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、入園時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していただきます。

※共済期間 4月1日～翌年3月31日

※保護者負担額 1人につき年間 240円

(要保護児童(生活保護世帯)については保護者負担額が0円となります。)

※独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途お配りします。

【 登園可能証明書・登園届 】

**保護者様**

保育施設は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲への感染拡大防止のためにも登園をご遠慮いただいております。

保育施設での集団生活が可能な状態にまで回復されましたら、下記の「**登園可能証明書**」「**登園届**」をご持参のうえ、登園くださいますようお願いいたします。

①登園可能証明書
医師の証明が必要
麻疹（はしか）
インフルエンザ
新型コロナウイルス感染症
風しん
水痘（みずぼうそう）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
結核
咽頭結膜熱（プール熱）
流行性角結膜炎
百日咳
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)
急性出血性結膜炎
髄膜炎菌性髄膜炎

②登園届
医師の診断に従い、 保護者の届けが必要
溶連菌感染症
マイコプラズマ肺炎
手足口病
伝染性紅斑（リンゴ病）
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)
ヘルパンギーナ
RSウイルス感染症
帯状疱疹
突発性発疹

ご依頼

**主治医様**

集団生活可能な状態に回復しましたら、上記①の感染症について証明をお願いいたします。

保育施設では、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登園届をいただいております。

※切り取り※

<p>① 登園可能証明書（医師の証明）</p> <p>② 登園届（医師の診断に従い、保護者の届け）</p>	<p>どちらかに〇印を記入</p>
<p><b>施設長宛</b></p> <p>児童名： _____（生年月日 年 月 日）</p> <p>病名： _____</p> <p>集団生活に支障がない状態に回復しましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登園可能です。</p> <p>園児の健康状態等について、主治医連絡することに同意します。</p> <p>年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医療機関名： _____</p> <p>医師名（①の場合のみ）： _____</p> <p>保護者名（②の場合のみ）： _____</p>	

【登園可能証明書、登園届が必要な感染症一覧】①医師が記入した登園可能証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登所のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度迄が最も感染力が強い)	発症した後5日経過しかつ解熱した後2日(乳幼児にあつては3日)経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7~10日間はウイルスを排出しており、特に発症後5日間は感染させるリスクが高い	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過した場合に、6日目から登園が可能
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	－	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

<出典：厚生労働省による「保育所における感染症対策ガイドライン」2018年改訂版>

## 1 4. 食事提供について

保育園の子どもたちの生活状況、栄養状況を把握・評価し、栄養士が保育園の「昼食とおやつ」で提供する食事の給与栄養目標量を設定し、食事計画を立てています。

給食委託業者の栄養士が作成した献立表を毎月配信し、お知らせします。

食事提供の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・「食べる」ということを通じ、食事の楽しさやおいしさ、自然の恵みや食材・食事を作ってくれた人への感謝の気持ちが育つよう保育士と調理員がそれぞれの専門性を活かしながら、様々な食育の取り組みを進めていきます。</li><li>・衛生管理マニュアルに沿った調理を行い、安全・安心でおいしい給食を提供します。また、定期的に職員の検便検査を実施し、健康管理を徹底しています。</li><li>・旬の食材にこだわり、様々な味に出会うことを大切にします。</li><li>・楽しい経験を通して、食べることが好きになるように、子どもたちが育てた野菜を使いクッキング保育を実施しています。</li><li>・おやつは、市販のお菓子も提供します。</li><li>・給食委託会社は、安全管理マニュアルに沿って環境を整えます。</li></ul>
お弁当持参日について	<ul style="list-style-type: none"><li>・遠足等の行事に合わせてお弁当やお茶などの持参をお願いする日があります。</li><li>・日程は、年間行事予定表を基に担任がお知らせいたします。</li></ul>
食物アレルギー等への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出に基づき適切に対応します。</li><li>・その他の事情により食事に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。</li><li>・アレルギー除去食は、所定の用紙の記述内容（医師の診断書・保護者の記録用紙）をもとに、園と保護者と連携して実施させていただきます。</li><li>・対応が難しい場合は、お弁当の持参をお願い致します。</li></ul>
宗教食	<ul style="list-style-type: none"><li>・食材の除去は、できる限り対応します。</li><li>・調味料等の除去が難しい場合は、お弁当を持参していただきます。</li></ul>
非常時への備え	<ul style="list-style-type: none"><li>・非常時に備え、食品（アルファ化米、ベビーフード、液体ミルク等）を備蓄しており、ローリングストック及び防災教育の観点から、定期的に園の食事にて給食で使用しています。</li></ul>
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・毎月2回調理員の検便検査を実施し、健康管理を徹底しています。</li><li>・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を行います</li></ul>
委託業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・給食の調理は下記会社に完全委託しています(食材管理・調理労務管理等)</li></ul> 株式会社 名阪食品 〒 540-0028 大阪府大阪市中央区常盤町1丁目3番地8号 TEL 06-6942-5091 (代表)

## 【保育園の食事】

- ・離乳食は、お子さんの発育・発達状況やご家庭での状況を確認しながら、進めていきます。

	食種	内容	献立表	目安のクラス
離乳食	離乳初期	午前に1回の食事を提供します。	離乳初期	0歳児クラス ⋮ ↓ 1,2歳児クラス ⋮ ↓ 3~5歳児クラス
	離乳中期	食事の他に、適宜ミルクを飲みます。	離乳中期	
	離乳後期	午前・午後に各1回食事を提供します。 食事の他に、適宜ミルクを飲みます。	離乳後期	
	離乳完了期 (移行期)	昼食とおやつ 牛乳：1日150ml(午前50ml 午後100ml)	未満児	
幼児食	1~2歳児食	満1歳を迎えてから未満児の献立に移行します。離乳完了期の食事は、お子さんの状況に応じて形状等に配慮します。		
	3~5歳児食	おやつ 牛乳：1日100ml	3歳以上児	

- ・毎月、事前に献立表を配信します。
- ・家庭と園、両方で食事を合わせて1日分の食事となります。園の食事内容(食材の種類、分量等)をご覧いただき、家庭における食事内容の参考にしてください。

朝ごはんは脳とからだをしっかりと目覚めさせ、元気に一日をスタートさせるために大切なものです。必ず朝ごはんを食べてから登園してください。

## 15. 地域との交流・子育て支援事業

### ◎人と人との出会いを大切にします

- ・法人内の他施設(にしのみや苑・北山学園・安井保育園など)との交流を持ち、あたたかい関わりの中で豊かな経験をし、また、地域にお住まいの様々な人との関わりも大切にしていきます。
- ・地域合同避難訓練では、地域の方々の応援をいただき、一緒に実施していくことで地域との絆を深めます。

### ◎地域の在宅家庭の子育て支援をしています

- ・行事開放や園庭開放、短期体験保育、育児講座などを実施し、子育ての支援を行う中で、地域の在宅家庭の子育て支援をしています。

## 16. トライやるウィークの受け入れについて

- ・「地域の方々との出会いを大切に」「地域の方々との交流を持つことにより、子どもたちの社会体験の場を広げ、社会性を育てる」「中学生をはじめ地域の方々に保育園や子どもへの理解を得る」とし、市内中学2年生の生徒の受け入れをしています。

## 17. 実習生・インターンシップの受け入れ

- ・次世代育成を担う保育士の人材育成を願い、また、地域とのつながりになればと考え、実習生やインターンシップ実習生を受け入れています。

## 18. 安全対策

防火管理者	峯 りか
避難訓練	毎月1回（火災・地震・津波・夙川氾濫・不審者対応）
防災訓練	県警ホットライン・火災報知器・煙探知機・セコム
避難場所	安井保育園・安井小学校・大社小学校
緊急時の連絡手段	よい子ネット・パピーナ・インスタグラム

- ・非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

### ○安全計画について

- ・「安全計画」（1階玄関靴箱上のファイル内）により、①施設や設備等の安全点検、②園外活動を含む保育園での活動や取り組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取り組みを進めてまいります。

### ○防犯対策について

- ・不審者対応の避難訓練の実施
- ・子どもたちに対する安全指導と避難経路の確保と確認
- ・場所移動時・保育活動や園外保育中の人数確認
- ・1階玄関に電子錠を設置し、来園者をインターフォン越しに確認し対応（暗証番号は保護者の方のみにお知らせいたします）
- ・1階玄関窓ガラス保護フィルムの貼付
- ・3階テラス使用時は、携帯電話持参
- ・月1回の安全点検の実施後、速やかな修繕・修理の依頼
- ・見守りカメラの設置（各保育室・共有部分）
- ・安全カメラの設置（1階玄関・園庭砂場付近・園舎北側）
- ・セコム防犯ブザー設置
- ・日常的に全職員が笛を携帯
- ・園外保育時には防犯ブザー、ハザードマップ、携帯電話、笛、トランシーバー（必要時）を所持
- ・地域（近隣小学校・安井保育園・近隣の発達児童施設・自治会）や県警ホットラインなどとの連携

【避難訓練】毎月1回以上の避難訓練を実施しています。

- ・「火災」「地震」「津波」「不審者侵入」「水害」を想定し、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

- ・「火災」「地震」「津波」「水害」では、以下を避難場所としています。

第一避難場所：夙川さくら保育園（西宮市千歳町4-19）

第二避難場所：安井保育園（西宮市安井町4-15）所要時間 徒歩5分

第三避難場所：安井小学校（西宮市安井町1-25）所要時間 徒歩5分  
（年度初めに小学校長と協力体制の確認をとっています）

第四避難場所：大社小学校（西宮市桜谷町9-7）所要時間 徒歩約30分

- ・「不審者侵入」については、県警ホットラインを設置しています。危険を感じた時はホットラインを押すことで、直接県警と連絡がとれます。

※避難誘導経路及び消防設備配置図は、玄関掲示板に掲載しています。

※配置図を基本としますが、状況に応じて適宜判断いたします。

○緊急時に「パピーナ」より情報配信を行いますので、ご登録をお願いします。

#### 【 第一避難場所を夙川さくら保育園にする理由 】

- ① 耐震の安全性が確保されています。
- ② 津波に対しての警戒区域となっておりません。
- ③ 食料品、緊急時の備蓄品、かまどや発電機の備えが整っています。

※但し、夙川さくら保育園が危険と判断した場合、第二避難場所（安井保育園）、第三避難場所（安井小学校）、第四避難場所（大社小学校）に避難します。

### 19. 災害発生時の対応

#### 災害発生時における保育園の対応（東南海・南海地震を想定）

- ① 西宮市で想定されている地震・津波の規模（2012. 8. 29 内閣府発表による）  
マグニチュード：9.0  
最大震度：6弱  
最大津波高：3m（西宮市内は最高で海拔3mの高さに海面が上昇）津波ハザードマップより  
※避難場所は夙川さくら保育園 3階ホールと2階保育室への垂直避難

#### 災害に関する情報の入手方法

- ① 緊急告知ラジオ
- ② 市からの連絡
- ③ インターネット

#### 避難開始時期、判断について

- ・ **警戒レベル3** 発令で避難を開始する。
- ・ 都道府県が出す防災気象情報により、警戒レベル3＝避難に時間を要する人（高齢者・障がいのある方・乳幼児）とその支援者は避難を開始することに準じて、避難を開始します。

#### ① 地震

- ・ 津波の警報や注意報が発令され、危険が予測される場合について
- ・ 登園せず自宅で待機し、警報解除後、登園してください。
- ・ 保育中に、地震・津波が発生した場合は、保育園の3階ホールと2階保育室に避難し、保護者のお迎えを待ちます。

## ② 台風接近等に伴う対応について

### 【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

- ・通常の気象警報であれば、開園することとしますが、お子さんを連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておい

てください。

- ・公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。
- また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

### 【西宮市に「特別警報」等が発令された場合】

- ・午前6時30分現在で「特別警報」が発令された場合は「臨時休園」とします。

また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休園」とします。

- ・「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園が所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休園」とします。

※臨時休園後、発令が解除された場合は、安全に配慮した上、再開の判断を行います。再開を行う場合は、パピーナで連絡いたします。

- ・午前6時50分以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。
- ・夙川さくら保育園は、夙川が氾濫した際の洪水想定区域内にあります。大雨、洪水等の警報発令時には、可能な限り家庭保育をお願いします。

【補足】避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず西宮市からの避難情報をご確認下さいますようお願いいたします。



西宮市防災ポータル HP

※公共交通機関、電気・ガス・水道などのライフラインの被害が予見される場合や停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった際は休園とします。

- ◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報です。
- ◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

## 【情報発信】

- ・開園や休園、避難場合などは、パピーナからのメール配信や園舎西側建石筋側の通用門等にてお知らせします。速やかに、避難所へお迎えに来ていただくようお願いいたします。

## 【児童引き渡し】

- ・津波警報、津波注意報が解除された場合、事前に保護者の方にパピーナに入力をしていただいている「引き取り人」に基づきお子さんをお渡しします。
- ・交通事情等で、お迎えに来られない場合も、全園児の引き渡しが完了するまで、責任を持ってお子さんを保育園でお預かりします。
- ・保育園からの情報を得ることができない場合、また、連絡が取れない場合は、保護者の方自らの判断でお迎えに来てください。保育士等が、確認後、引き渡しを行います。

## 【災害に備えて】

- 緊急時に子どもたちが職員の指示に従って安全に避難できるよう定期的に訓練を実施しています。（火災、地震、不審者、津波、洪水）また、紙芝居などで防災教育を行っています。
- 地震対策として
  - ・施設は耐震建築です。
  - ・家具、ロッカー等の転倒防止、観音扉飛び出し防止対策、カーテン等は、防火安全製品を使用しています。
  - ・高い所に荷物を置かないように、安全環境に努めています。
  - ・避難経路を把握し、避難経路の出入り口付近には家具を置かないようにし、出入りは必ず2方向開口にしています。
  - ・非常持ち出し用品、防災頭巾、安全スリッパ（幼児）、非常食、緊急時の備蓄品、かまどや発電機を備えています。

## 【保育時間内に災害が発生した場合の対策】

### （1）火災の場合

- ・職員は火災発生場所を確認し、職員の役割の任務を遂行（初期消火、避難誘導）します。お迎え表やホワイトボードにより、子どもの人数確認（園内集合人員確認）をし、子どもの安全確保をしながら園庭に避難し、再度人数確認をします。その後、園外の避難場所へ移動し、再々度、人数確認をします。（状況に応じて、保育園⇒寿公園⇒安井保育園に避難します）

### （2）風水害の場合

- ・保育園は原則として開園していますが、子どもの安全確保に万全を期するために、お迎えの依頼をすることもあります。また、家庭保育が可能な場合は家庭での保育のご協力をお願いすることもあります。
- ・西宮市に特別警報が発令された場合、保育園は休園します。

### (3) 震度7以上の地震が起きた場合 (保育園が倒壊の恐れがある場合)

- ① 職員は、揺れがおさまるまで頭部の保護を指示し落下物などの危険のない所に子どもを集めます。
- ② 職員は、子どもの人数及び状況を把握し、子どもの安全確保と出入り口付近のドアや窓を開け、避難経路を確保し、安井保育園に避難します。
- ③ 職員は火災発生時の対応と同じように職員の役割の任務を遂行（危険物の片づけ除去応急処置、お迎え表により子どもの人数確認）をします。施設の見回りをし、安全が確認されましたら子どもが不安定にならないように配慮しながら、保育を継続します。
- ④ パピーナで子どもの状況を保護者に知らせます。
- ⑤ お迎え表とパピーナで入力していただいている「引き取り人」欄でお迎え時間とお迎えに来る人の確認をします。

### (4) 津波の場合

- ① 保育園の3階に避難します。(必要に応じて安井小学校に避難します)
- ② パピーナで状況を情報発信し、お迎えの依頼は西宮市の指示のもと行います。
- ③ お迎えがあった場合は、「引き取り人」欄をもとに必ず確認をしてから、引き渡します。
- ④ お迎えに来られないお子さんには、食事等の準備をします。
- ⑤ 警報解除がされた場合もパピーナなどで情報発信し、引き続き保育園でお迎えを待ちます

## 20. パピーナ

・「パピーナ」は、連絡帳や登降園管理、園からのお知らせ・お便り・行事予定・献立表・感染症に関する情報や緊急連絡等の配信を行う連絡ツールです。

お知らせ等を配信する場合は、下記の通りとなりますので、保護者の皆様におかれましては、これらをご了承いただいた上で、個々でご登録いただきますようお願いいたします。

※登録無料、別途通信料がかかります。

※お知らせ等を配信する場合

- ①園からのお知らせ・お便り・行事予定・献立表・感染症に関する情報
- ②保育園で緊急事態が生じた場合の連絡
- ③行事、遠足等が中止になる場合の連絡
- ④その他

これらを了承いただいた上で、個々でご登録いただきますようお願いいたします。

◆パピーナの登録は個人利用情報通知書を園で作成し保護者の方に登録をしていただいています。

## 21. 個人情報保護

・保育園で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。園児の登降園記録や連絡帳、お知らせ配信、保育ドキュメンテーション、写真販売、保育の記録と計画、園児台帳等の管理のため、インターネット上のシステム「パピーナ」を使用します。利用者等の個人情報に関しては安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに、関係法令に基づき適切に取り扱います。

また、園では個人用のロッカーなどにお子さんのお名前を明記して、誰の持ち物か分かるように

しています。そのことについて、園に伝えておきたいことがありましたら担任までお伝えください。

## 2 2. 関係機関との連携

- ・お子さんの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、保育園及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

## 2 3. 他園や小学校との連携について

- ・他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。  
また、就学に際しては子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を保育園から就学先の小学校へ送付します。

## 2 4. 写真・ビデオ等の取扱いについて

- ・保育を安全に取り組めるよう、保育園での写真撮影は、一部を除き、業者のカメラのナニワさんに委託します。業者さんには、日常の姿を含め、プール・沐浴・お泊り保育(5歳児)・運動あそび・生活発表会などの撮影を依頼します。撮影した写真は、後日販売をさせていただきます。閲覧と注文期間は、事前にお知らせいたしますが、期日を過ぎると、原則、注文できませんのでご注意ください。
- ・保育園では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者の皆様におかれましても行事における写真やビデオ撮影取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。
- ・保育参加・参観については、お子さんの保育園での様子を知っていただくとともに、保護者の方々にお子さんと一緒に遊んでいただきたいという願いから、写真・ビデオ等についてはご遠慮いただいておりますが、卒園式など保護者参加の行事で保育園が認めた場合は、行事の雰囲気や進行に支障のない範囲で撮影していただいております。
- ・保育園で撮影した写真やビデオ等はご家庭で鑑賞される以外のご使用は避けていただきますようお願いいたします。個人情報保護法により、撮影された写真やビデオに写っている他のご家庭のお子さんの個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。
- ・保護者の方が撮影された写真やビデオ、もしくは保育園で購入された写真等の紛失については、保育園は責任を負うことはできません。ご理解とご協力をお願いします。
- ・保育園の職員が、保育・行事などの写真を撮ります。撮影した写真は、保育室や共有部分で貼り出します。また、ドキュメンテーションやInstagramにも掲載、保育園の年報や法人内の広報誌などにも使用する場合もあります。
- ・幼児クラスの生活発表会では、業者にビデオ撮影を依頼しています。後日、希望される保護者に販売します。生活発表会のリハーサルでは、保育園職員が写真やビデオ撮影し、保育の振り返りや研修等に活用するため、園で一定期間保管する場合があります。
- ・園舎内、園庭、建石筋側通用門、駐輪場を含む園舎北側に安全カメラを設置しています。不審者対策、事故時の原因究明に動画を確認することがあります。また、関係機関の求めに対応し、提出することがあります。

## 25. 児童虐待防止のための措置

・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子どもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる
性的虐待	子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子どもへの過剰なスキンシップ等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子どもを残して外出する、保育園に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子どもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない）等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるDV（暴言暴力）等

- ・その他、虐待であるかどうかに関わらず、お子さんに心配なケガやあざがあった場合には、保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、保育園ではありません）。西宮市に通告することにより、お子さんと保護者の方を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園は、お子さんを大切に思う保護者の方と同じ思いで対応を行います。
- ・連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育園から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話がつかない時は、市の関係機関と情報を共有し、保育園や市職員等が家庭訪問することがあります。
- ・当園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

## 26. 加入している損害賠償責任保険

損害保険等の種類	損害賠償責任保険
損害保険の内容	園賠償責任保険
給付内容	施設賠償責任保険 対人：1名 2億円 / 1事故 10億円 対物：1事故 200万円

## 27. 情報公開制度

・お子さんの様子や保育に関することなど、気になることがあれば、職員がお話をお伺いし説明させていただきます。いつでもお気軽に園へご相談ください。

また、園が保有しているお子さんに関する文書の公開請求をされる場合は、所定の請求書を保育園にご提出ください。請求を受けた日から15日以内（理由のある場合は60日を限度としてその期間を延長）に公開・非公開を決定し通知します。

## 28. ご意見・ご要望・苦情解決制度について

・「ご意見・ご要望・苦情解決の申し出窓口」を設置しています。子育てについて、保護者の皆様と保育園職員の両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと考えています。

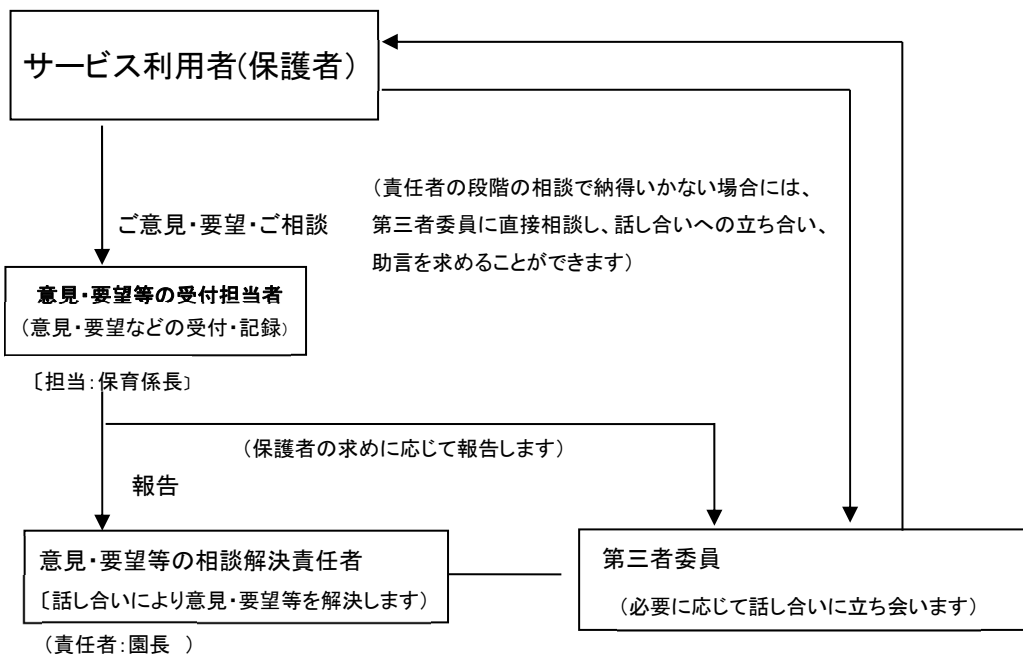
お気づきのこと、改善してほしいことなどがございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。私たちは、子育てのパートナーとして保護者の皆様のご意見・ご要望を真摯に受け止め可能な限り対応してまいります。

・職員の誰でもがご意見を賜りますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けております。

また、この担当者と責任者の段階でも納得のいかない方は、当保育園と第三者の関係にあります「第三者委員」を設置しておりますのでご相談ください。

### ご意見・ご要望・苦情解決のための仕組みについて

#### 夙川さくら保育園



(第三者委員)

園内掲示をご確認ください。

※結果については、口頭もしくは文章で責任者よりご報告申しあげます。

※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、兵庫県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てできることもできます。

運営適正化委員会連絡先：078-242-6868

## ～保護者の皆さまへのおねがい～

いつも保護者のみなさまから、保育園の運営にご理解とご協力をいただいておりますおかげで、円滑に保育を進めていけることに、感謝申し上げます。

新しい年度を迎えるにあたり、新入園のご家庭もいらっしゃいます。ご協力をしていただいていることは、十分理解していますが変更点もありますので、再確認の意味を含め、以下の内容をお伝えいたします。何とぞ、よろしくお願いいたします。

### 【保育時間について】

- ・毎朝午前8時00分に全体の出欠状況と当日の食数の把握を致します。午前8時00分までにパピーナにて、欠席の連絡を入れてください。各クラスでは朝の会などを始めますので、午前9時00分までの登園にご協力ください。
- ・短時間保育の認定の方は、午前8時30分～午後4時30分となっておりますが、職員体制が整う時間が8時45分のため、午前8時45分以降の登園にご協力とご理解をお願いいたします。
- ・午前8時30分までに欠席連絡がない場合は、保護者の緊急連絡先にご連絡を入れ、確認をとらせていただきます。
- ・通常、お仕事が休みの場合は、原則として家庭での保育をお願いしております。

なお、保護者の方の通院や家庭での育児に疲れた場合などは、保育園の利用について、保育園までご相談ください。その際の保育時間は、西宮市に準じ、午前8時30分から午後4時30分まで、土曜日は、午前8時30分から正午までの中で必要な範囲となります。くれぐれも、緊急連絡先を明確にお知らせください。

- ・早朝と夕方は、乳児クラス・幼児クラスの合同保育となります。感染症拡大が懸念される場合は、変更する場合があります。以下は、目安時間です。

#### (早朝)

全園児	午前7時00分～午前7時45分まで	・・・うさぎぐみ
乳児クラス	午前7時45分～午前8時30分まで	・・・うさぎぐみ
幼児クラス	午前7時45分～午前8時30分まで	・・・くまぐみまたはランチルーム
全園児	午前8時30分～午前9時00分	・・・各クラスに分かれます

#### (夕方)

全園児	午後5時00分頃まで	・・・各クラス
乳児クラス	午後5時00分～午後6時00分まで	・・・うさぎぐみ
4・5歳児	午後5時00分～午後6時00分まで	・・・ランチルーム
3歳児	午後5時00分～午後6時00分まで	・・・くまぐみまたはランチルーム

#### (延長時間)

全園児	午後6時00分～午後7時30分まで	・・・うさぎぐみ
-----	-------------------	----------

#### (土曜日)

全園児	午前7時00分～午後7時30分まで	・・・うさぎぐみ
-----	-------------------	----------

出席人数により、日中のみ乳児クラスと幼児クラスを分けて保育します。

- ・夕方の延長保育時間は、登降園システムの打刻時間で判断し、午後6時00分を超えた方が対象となります。駆け込みのお迎えは危険を伴いますので、延長保育をご活用ください。
  - ・令和7年度、4月1日より、午後6時以降の布団のシーツ交換時も延長保育とみなします。布団シーツ交換中に午後6時00分を超えそうな場合は、先にお子さんをお迎えに行き、布団シーツ交換の場所まで、お子さんを一緒にお連れ頂き、シーツ交換をお願いいたします。その際、ケガのないよう保護者の方も見守りをお願いします。職員体制が薄くなる時間帯になりますので、ケガには十分ご注意くださいようお願い申し上げます。
  - ・保育園の閉園は、午後7時30分です。午後7時30分を超えてのお迎えの場合、日額別途1,000円加算させていただきます。  
大変申し訳ありませんが、交通事情で遅延になった場合も対象となります。  
お迎えがいらっしゃるまで、お子さんをお預かりいたします。
- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| (例) 午後6時00分から午後7時00分・・・ | 500円+50円(おやつ代)   |
| 午後7時00分から午後7時30分・・・+    | 100円             |
| 午後7時30分を超えたお迎え・・・+      | 1,000円           |
| 小計・・・                   | 1,600円+50円(おやつ代) |
| 合計・・・                   | 1,700円           |
- ・土曜日保育は、保護者の方のどちらかがお休みの場合、家庭保育のご協力をお願いしています。

## 【その他】

(送迎時)

- ・通用門の開閉は、ゆっくりと行き最後まできっちり閉めてください。施錠完了後に「カチッ」と音が鳴ります。音の確認ができましたら扉から離れてください。施錠できていない場合は、事務所にアラーム警報音が鳴るシステムですが、各ご家庭でもその都度ご確認いただき、子どもたちの安全管理に努めていただきますようお願いいたします。
- ・自転車を利用される方は、自転車保険に加入してください。現在、ヘルメットの着用努力義務となり、お子さんのヘルメットを着用する人数が確実に増えています。よって、全員分のヘルメットを保育園に置くスペースが十分確保できません。お手数ですが、その都度、ヘルメットの持ち帰りをお願いいたします。ヘルメットの持ち帰りが困難な場合は、担任にご相談ください。
- ・原則として、送迎は、保護者の方が行ってください。代替りの人が送迎される場合は、ご家族内で連絡を取り合い、行き違いのないようお願いいたします。その際は、必ず保育園にもご連絡をお願いいたします。(小学生の兄弟は安全上、送迎はできません)
- ・送迎毎に、登降園管理システムのICカードのタッチをしてください。カードをお忘れの時は、手動でも操作できます。
- ・登園時とお迎え時には、近くの保育士にお子さんを預けたこと、連れて帰ることがわかるように必ず声をかけてください。
- ・安全上、通用門、保育室の鍵同様にICカードタッチはお子さんには絶対にさせないでください。
- ・自転車での送迎は、保育園周辺の方に迷惑がかからないように、保育園の敷地内の駐輪場所を利用してください。その際、駐輪場に一緒に来られた兄弟を一人で待たせたり、お荷物を置いたままに

しないでください。ケガや盗難につながります。

- ・自動車での送迎が必要な場合は、天候も関係なく必ず有料駐車場をご利用いただきますようお願いいたします。送迎に関わってくださるご家族全ての方に、守っていただくようお願いいたします。

#### (健康面)

- ・登園の際、お子さんの健康状態の異常がある場合は、必ず職員にお伝えください。
- ・発熱や感染症の疑いがある場合、体調不調などで集団生活に耐えられない様子の時は、早めに受診して、医師の指示に従ってください。
- ・感染発生時には、1階玄関にてお知らせをします。お子さんやご家族で、似た症状が出た場合は、感染拡大防止に努めてください。

#### (持ち物・服装)

- ・ご家庭から玩具、絵本、食べ物は持ってこないでください。アレルギーを持っていらっしゃる保育園関係者がいます。保育園敷地内での飲食はおやめください
- ・保育園に持参される靴、衣類、タオル、寝具類など、全て見やすい位置に記名をしてください。
- ・カバンやリュックサックなどにキーホルダーを付ける場合は、落下した際に乳児の口に入ってしまうような危険が予測されるものは、つけてこないでください。  
また、トラブルや紛失も考えられます。紛失した際、保育園では、責任を負えません。どうぞ、ご理解ください。もし、つける場合は、紛失しても大丈夫なものやシンプルなもの一つにしてください。
- ・子どもたちの衣類は、できるだけ自分で着脱しやすいもの、動きやすいものをご用意ください。  
スカート・タイツ・サイズの合っていない服・フードのついた上着・スパンコールやビーズ、大きなリボンなどのついた装飾の多い服、ロンパースなどは、着脱が難しく安全面の確保もできませんので、お避け下さい。活動内容によっては、着替える場合もあります。ご了解ください。

#### (写真・ビデオ撮影)

- ・園で販売する写真は1年を4期ほどに分けて、インターネットからの購入となります。写真の代金は、コンビニ等の振り込みとなります。なお、購入期間が経過した場合は、対応できかねます。ご注意ください。
- ・園では、同意書に基づき、子どもたちの生活やあそびの様子を撮影し、Instagramに個人が特定できないよう掲載しています。
- ・保護者の方が園行事等で撮影した写真や動画は、取り扱いに十分気をつけていただき、他のお子さんが映っているものは、InstagramなどSNSへの投稿はお控えください。
- ・園内では携帯電話、スマートフォンの通話はお控えください。また、写真撮影もご遠慮ください。

#### (集金)

- ・全ご家庭、引き落としとなります。お手続きをお願いいたします。

(その他)

- ・毎年、日程は、年間行事予定でお知らせしますが、3月中旬以降の土曜日に新年度の準備をします。主に、環境整備と職員研修を実施します。当日は正午まで保育は行います。何卒、ご理解ください。
- ・保護者の方の勤務先や雇用形態の変更、退職など、変更があった場合は、必ず担任までお知らせいただき、パピーナの変更も各自行ってください。変更内容によって、保育必要量が変わる場合があります。
- ・住所変更や在宅勤務日、出張など、緊急な場合に連絡する順番がパピーナにご入力いただいている場合と異なる事が発生した場合は、連絡がとれないことがないように、担任までお知らせください。
- ・連絡帳及び屋内外の掲示板、よい子ネットやパピーナの配信など、必ず目を通してください。
- ・保育園からのお知らせは、紙媒体を削減し、基本、パピーナで配信します。
- ・よい子ネットをお読みになった後は、必ず確認済の項目をクリックしてください。
- ・保育園の運営、クラス内、お子さんについて、お気軽に職員までお問合せやご相談ください。また、ご意見箱も玄関に入って事務所に設置しておりますので、ご活用ください。
- ・保育園では、担任だけでなく、さまざまな職員が関わりを持っています。5歳児担任の謝恩会のお誘いと品物の受け渡し、退職職員へのお気遣いは、ご遠慮いただいております。

#### 夜間、日・祝日等の緊急時の連絡先について

夙川さくら保育園 携帯電話 080-3494-2636 役職者が対応いたします。

#### ※追記

(子ども同士のトラブルについて)

保育園は、子どもたちが集団で生活する場です。

子どもたちが一緒に遊び、生活する中で、ぶつかりあいを全く避けることはできません。本来子ども同士のぶつかり合いは、子どもたちが自分の意思をしっかりと持っている証拠であり、言葉で解決していくための大切な過程の一つでもあるといえます。

特に、乳児クラスの新年度では、まだ、不安が強かったり、十分言葉が育っていない段階のため、どのお子さまもちょっとしたことで、手が出たり、噛みつきやひっかきなどをしてしまう可能性があります。その行為は、同年齢の集団生活で起こる発達段階の特性のひとつであると保育園側は捉えています。

このことも踏まえ、乳児クラスは、トラブルによるケガが起きてしまった場合は、子ども側の原因よりも活動や環境設定も含め、保育士が止められなかったことに大きな原因があると考えていますので、原則、ケガを負わせてしまったお子さんの保護者に、ケガをさせたことはあえて伝えてはおりません。

ただし、乳児クラスでも病院受診が必要な場合や、幼児クラスにおいては、担任が報告する前に、直接、本児が保護者の方に相手の名前と状況を伝える場面がありますので、因果関係がしっかりわかる場合、保護者と共有することで改善に向かうことが明らかな場合なども含め、ケガを負わせてしまったお子さんの保護者の方にも状況の説明をしております。そのような場合、送迎時間など、お顔を見かけられましたら、対象の保護者の方に声の掛けをお願いいたします。送迎時のお時間帯が異なりお

会い出来ない場合は、担任がつなぐことも可能ですので、お申し出ください。

今後、乳児クラスにおかれても、受診の有無に関係なく、他のお子さんにケガをさせた場合、その時の状況などをお知りになりたいとお考えのご家庭には、その都度、お伝えするようにいたします。担任までお声をかけてください。